

I〇、北京文書

一、文書の概要

北京文書は、順治九（一六五二）年から民国一六（一九二七）年までの日付を持つ四六四点の文書からなり、地域的には、北京城内及びその周辺の大興県、宛平県のものが大半を占める。

内容は、以下見る通り、種々雑多だが、典売租借錢等の典型的な民事商事契約をめぐる文書が、四百点弱、八割以上を占めている。内訳を述べれば、土地典売に関するもの四〇点（1～40）、官地の承佃に関する執照五点（41～45）、その他の承佃退佃契八点（46～53）、住居用房屋等の典賣出租をめぐる契約書一六七点（54～220）、商店の店舗或はその營業権（舗底）の典賣出租や合股の結成脱退等、商事にからむ契約書三三点（221～253）、水鉤担や水井等の上水の販売権をめぐる契約書七六点（254～329）、借錢關係の証文六八点（330～397）から成る。残り六十点は、どれも細かなものだが、官厅人事をめぐる推薦状（398～404）、「認呈」なる職工への注文書（405～406）、紛争和解をめぐる諸文書（407～410）、官房租延欠に対する「告示」（411～413）、会試の問題文（414～415）等の雑多な公私文書と、主に捐納に対して戸部（416～432）度仕部（433）兵部（434）国子監等（435～437）が出した「執照」、通行手形たる「護照」（438～454）、「伝牌」（455～457）、「信牌」（458～460）、軍功に対する「功牌」（461～464）等の官給文書とからなっている。後掲文書目録、及び右文丸括弧内に付した文書番号からも分る通り、現在、文書は、先ず全体を上掲の内容に従い大別し、それぞれの中を年代順に配

	順治 康熙 雍正 乾隆 年間	20 14 13 9 1 4 57 30 9
1		土地 典 40壳
		旗地 41 承 45佃
		一般 46 承 53佃
1 1 1 1 1 1 2 3 1		房屋 54 關 229係
1		店舗 221 關係 253係
		水 254 329壳
		借 330 錢 397錢
		捐納 416 執照 437
		護照 438 功 464牌
		その他 398 415他

し、ついでそれら全体に一連の文書番号を付する形で整理されている。しかし、後にも見る通り、この分類基準に従う限り、店舗出租契や指地借錢、指水鉤担保借錢契のように、二つの領域に亘る文書が出ざるを得ず、また実際、それらの配当については、原分類上、時に小さな混乱もある。利用に当たっては、関連箇所も併せて参照されたい。

最初に、文書全体の年代的分布を一覧すると、以下の表の様になる。(右にいう雑多な公私文書類は、「その他」として一括し、また官給の文書類は、捐納執照と護照以下の諸文書に大別する。それ以外の文書分類および個々の文書の配当は、明らかな誤配当たる(31)を「その他」に移した他は、整理段階のそれによりあえず従う。年代は明記有るものにのみ従い、推定はせず、また一点の文書内に年代を異にする複数の記載ある時は、最初のもので全体を代表させること)。

57 56 54 52 49 48 44 43 41 39 38 37 36 35 34 33 29 28 27 25 24 23	
1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 2 1 2 1 2	土地 典 40元
1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 2 1 2 1 2	旗 41地 承 45佃
2 1 1 4 1 1 1 1 1 2 1 1 1 2 1 2 1 2	一 46般 承 53佃
2 1 1 4 1 1 1 1 1 2 1 1 1 2 1 2 1 2	房 54屋 関 220係
1	店 22舗 関 253係
1	水 254 壳 329壳
1	借 330 錢 397錢
1 1	捐 416納 執 437照
	護 438照 功 464牌
	そ 398 の 415他

道光

嘉慶

10 9 8 7 6 4 3 2 25 23 22 21 19 18 15 13 11 10 9 8 5 3 2 1 59

一〇、

北京文書

1

1

1

1

2

2

1 1 2 3 5 3 3 1 2 1 1 1 1 2 3 1 1 1

1

1

1 1 1 2 1 1 1 1 1 2 2 1 1 1

九七

咸豐道光年間	30 29 28 27 26 25 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12	道光
1	2 1 3	2 1 土地典40壳
1		旗地承45佃
2 2 2	1 2 1 2 1	一 般承53佃
1 1		房屋關係220
1 2	1 1	店鋪關係233
1	2 1 1	水254壳329
1		借330錢397
1	2 1 1	捐416納執437照
2	1 1 1	護照功444牌
2		その他415

光緒

同治
咸豐
年

3 2 1 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 間 11 10 9 8 7 6 5 4

一
〇

北京文書

1

1 1

1 1

1

1

1 1

2 4 1

5

1 2 1 1 1 1 1 1 1 4

2 1

1

1

2 1 6 2 1 4 7 2

1 1

1 1

2 4

1

1 1

1

九
九

1

1

光緒	
27 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 9 8 7 6 5 4	
1	1 1
1	2 1
	旗 41地 (承 45佃
1	一 46般 (承 53佃
1 2	房 54屋 (關係 220係
1 1 1 1 2 1 1 1 3 1 1 1	店 221鋪 (關係 253係
3 2 1 1 1 2 3 3 1 1 1 3 2 1 1 4	水 254 (329壳
1 1 3 2 1 2 3 2 1 1 1	借 330 (397錢
3 1 1 1 1 1 1 1 1	捐納 416納 (執照 437照
2 1 3 3	護照 438照 (功牌 464牌
2 1 1 1 3 3	その他 399 (415他

計	年号	民国										宣統											
		年	民	國	年	宣	統	光	緒	年	間	34	33	32	31	30	29	28					
詳	間	16	15	14	13	12	9	8	7	5	3	2	3	2	1	間	34	33	32	31	30	29	28
40												1		2			2		1				
5												3											
8																							
167		2	3	1	8	2	2	2								1	2	2				1	
33		2										1	1	1	1	1	1	1				1	
76		3															1	2	1	2	3		
67		2			5		1									1							
22																1		2	1	1	3		
27		1		1	9											1	1						
19		3																1		1			

この北京文書は、（上）「まえがき」に記した通り、仁井田陞博士の蒐集にかかるものである。蒐集の際、具体的な作業に当たられた今堀誠一博士の御教示によれば、これら文書は、幾つかの書肆から順次別個に購入されたものの統計であるという。それ故、文書総体が何らかの社会経済的な単位に対応する統一的な構造を成しているといった可能性は最初からなく、また今となつてはそれらを入手経路別に分別する手だてもない。ただ現在ある文書全体から見て取れる幾つかの特徴を記し置けば、第一に、光緒末年より民国初年にかけて馬潤齋なる人名が、立契者或は文書宛名として、土地、房屋、店舗、借錢の諸文書三三点に跨る形で現れる。第二に、借錢証文六八点中、旗人の絡む三〇点弱は通泰号張、通泰号、張等の宛名を持つ（姓の出現頻度を単純に論じても意味は無いが、ちなみに四六〇余点中、馬姓が現れる文書は六〇点、張姓は七〇点弱ある）。少なくとも民事契約関係の文書については、小さなまとまりを幾つか作り得るかも知れない。

二、文書例および解説

（1）土地房屋の典売契

先の一覧表からも分る通り、土地、房屋の典売契が、数量的には北京文書の約半数を占める。そして、それらを通觀するとき、第一に、典売に當り「官契」「大興縣契稿」等と言った官製の状式紙を用いる例が少なくなく、また契税をめぐる特異な文書や、「補稅房契」といった官憲あての文書が時に見られる等、典売をめぐる対官憲の手続き、特に税契をめぐるそれが、他地に比して密である、第二に、時に旗人が典売の主体として現れ、それに伴い、特徴的な契約文言、手続きが記され、またいくつかの契には満文が対訳風に付されている、第三に、典當をめぐり、「老典」

のような他文書では余り見ぬ契約形式が見られる、という二点が、土地典売契、房屋典売契に共通した特徴として目にとってある。土地房屋両者を一体として簡単な解説を加える。

a、官に対する関係

北京文書の民地房屋典売契を、文書形式の面から整理すると、そこには幾つかの異なつた類型を見ることができ。列挙すれば、第一に、まず当然の事ながら北京文書中にも、表見上、官とは一切関係が無い単純な白契が存在する。その中には、全体の対比通読を通じ、以下に見る他の文書形式の草稿と位置づけ得るものもあれば、そうした連関の見いだせぬ孤立した契拠もある。後者がそれ单独で契約の実を持っていたのか、それともそれらも結局は何らかの草稿にすぎないのかは、史料上からは判断が付かない。そして第二に、これも他の東文研所蔵諸文書で普通に見られる、私契であるがその上に官印が押され、また多くの場合その後に契尾が貼付されてある一般的な紅契の形式が、道光年間から光緒年間まで相当数存在する。

ところがこうした馴染みの形式に対し、第三に、最初から右半幅に野線が引かれ、左辺上部に「官契」、左辺下部に「立○○契人」「中保人」等と肩書が印刷された状式紙上に契約が書かれる文書形式が、乾隆四五年から道光二五年にかけ五件存在する（以下「官契」と呼ぶ）。対象は全て土地売買であり、うち四件には「官牙」「地牙」といった土地売買牙行の印判が見いだせる。五件とも契尾は粘連されてはいないが、どれも値段等の上に官印が大きく押され、幾つかには契の左端に他の文書との間でなされた割り印の一半が見える。

また第四に、右辺に野線、左辺上部に「宛平縣契稿」「大興縣契稿」、下部に「中保人」「房牙」等の肩書が印刷されている「契稿」なる形式が、専ら房屋の売買補税をめぐり乾隆末年から咸豐初年にかけ七件現れる。そのうち(II)

宛平縣契稿（壳房契）には、末尾に「凡民間置買房產、成交後、該牙眼同填寫官發契稿、催令依限納稅。如有私相買賣、不經官牙、希圖漏稅者、並中保人私拿官用、該牙查明稟報、以憑按例究辦。須至稿者」なる立契手続きに関する規則が印刷されている。文書全体の形式は、右の「官契」と類似するが、官契には全て大きな官印が押されてあるのに対し、これら契稿にはどれにも徹底して官印がないという点が特徴的である。そしてこれら契稿は、成程（122）の様に単独で伝存するものもあるが、（79）のように、次に述べる「契買紙」の先行物として書かれる例、（117）の如く、第二類型として述べた契尾付きの紅契とセットで存する例等が見られる。一例として、（79）を引いておく。

立賣房契人萬^袁_{忠璜}旗、因乏用、將祖遺下分授鋪面房一處、門面房壹間、接簷房壹間、東邊門面房貳間、共房肆間、後有落地一塊、門窓戶壁上下土木相連、坐落西城宣南房二舖、彰儀門內大街、轎子胡同口外路北、總甲李國泰地方。今憑中保人說合、情愿出賣與。

屈秉忠名下永遠爲業。三面言定，賣房價銀捌拾兩整，其銀當日交足，外無欠少。自賣之後，倘有滿漢親族長幼男子姪、指房執契借欠官銀私債爭競，有賣房主同中保人一面承管。兩家情愿、各無返悔。恐後無憑，立此賣房契，永遠存照。

此房據稱祖遺分授、並無紅白契帶、只有屈姓原典滿姓圖記帶一張、付買主收存、再照。

袁定^押

日立賣房契人
滿 袁旗^押

乾隆肆拾參年參月

忠璜^押

朱玉 張六十

孫四十

宛平縣契稿

房牙
陳泰懋
總甲
李國泰
代書
楊大山

そして第五に、右端に(1)「順天府大興縣今據 韓 名用價 參拾壹兩貳錢 遵納稅銀 玖錢參分陸厘」（人名金額の部分以外は印刷）等と大書し、左辺には売主、中保人、房牙、総甲、里長、代書等の肩書が印刷され、その間に引かれた罫線内に契約文言が書かれる文書形式が土地房屋両者について存在する。総数は十九点、時期は康熙三〇年(56)から道光十三年(129)に亘り、全て官印が押されており、またその多くは契尾と粘連した形で伝存する。そして道光年間のものは不思議にそこを空白にしているが、右端「今據」以下に書かれる人名は、「契買」の語からも知られるように常に不動産の買い手（即ち契税の納入者）の側であり、また多くの場合、契税額が右欄に書かれる（それに着目し、仮に「契買紙」と呼ぶことにしよう）。そしてこうした契買紙は、時にそれ自体が、或は(1)のように私契たる白契の後に粘連された形で、或は(79)のように上述契稿の後に粘連された形で現れ（なお目録備考欄に注した通り、粘連されていないためか、文書番号を異にするが、実際上はこれと同様の関係に立つものがこの他にも數組ある）、その場合、契買紙上の契約文言は、先行する文書と殆ど同文であることを常とする（例えば契稿、契買紙、更に契尾三者が粘連されている上述(79)の契買紙の例をとれば、「順天府宛平縣今據 屈秉忠 名下用價銀 挪拾兩正」

と右端に大書された後に、前掲「立賣房契人萬表定」云々の宛平縣契稿と全く同文の文章が、しかも契稿とは違う手で記されている。そしてこの契買紙についても、契稿同様、「一、奉旨稅例每兩三分爲準」「一、律例、凡典買田宅不稅契者笞五十、仍追契內田宅價錢一半入官、律例開載、法在必行」「一、示房牙知悉、如不勤催投稅、定行重責枷示」（以上(56)）といった規則が印刷されてある例を幾つか見ることが出来る。

こうした北京文書特有の諸契式の制度的歴史的位置づけをすることは到底任に余る。しかし文書中から氣付かれる幾つかの点を整理して置けば、まず第一に、契買紙は、買主の契稅納入を受け取った事を官が証すというその文書形式から考へる限り、単なる契稅領收執照にすぎないはずである。しかし契稿、契買紙、契尾の粘連され、しかも官印は売主の立てた契稿ではなく、むしろその契買紙の側にのみ押されている(79)の如き例を見てみると、その最も展開したケースにおいては、契買紙の側こそが、官との関係では正式な売買契約書と考えられ、売主の立てる契稿は正に書いて字の如くその作成のために差し出す单なる原稿として位置づけられているよう見える。そしてこのように官發給の文書を、契約の憑拠として重視する態度は、北京においてはその後も事実強かつたと見え、民國期、北京で実際に不動産金融に從事された矢野春隆氏の手による『華北地券「契」制度の研究』（南滿州鐵道株式会社経済調査会発行、一九三五年）においては、そうした官發給で状式のある文書を正式の完契として考え（しかもそこではそうした官給文書自体を「紅契」と呼ぶ）、私人の立てる「白契」と対比する視角から全体の整理が図られている。

とは言つても、第一に、契稿と契買紙とが最初からその様な組み合わせで制度的に作られたと考えることは適当ではない。なぜなら北京文書中、最も初期の契買紙たる（1）乾隆一四年売地契は、既述の通り全くの私契に粘連されており、また反対に契稿についても、（17）（153）のように、契買紙とではなく、税契し契尾を粘付され官印を受けた私契

と並んで、同内容の書かれた契稿が又別にボソンと存する例がある（つまり、契稿必ずしも税契手続きの一環とは言ひ難い）。両制度の出自は別と考えた方が良いだろうし、また同時に存在する私契・プラス契尾のみのケースを念頭に置けば、それら制度が満遍なく行われた等とも考えない方が安全だろう。

しかし第三に、契稿・契買紙兩者に時に印刷されている規則類を見れば分かる通り、兩者ともが結局は契税納入の勵行という同一の目的を目指し創設された二つの制度であることも疑いはない。その視点で対比的に性格付をするなら、「契買紙」は、それまでの私契への契尾貼付、官印押捺のやり方を一步進め、税契に応じ官から契約文書様の文書を給し、それをあたかも契約の主要文書とすることを通じ、税契納入の必須化を図ろうとした施策、「契稿」は、先に掲げた(11)宛平縣契稿末尾に記された規定が、契約締結に官牙を介在させるべきこと、官牙は契税納入の督促義務を持つことを言うことから知られるように、民間での立契の段階から不動産牙行の介在を必須化し、その力を利用することを通じ契税徴収を押し進めんとした施策と位置づけることもできよう。そして振り返れば先にみた「官契」中にも官牙・地牙等の印判が存在した。或は官契の制度も契税徴収の徹底化、とりわけ立契段階での牙行介在によるそれの一形態として位置づけ得るのかも知れない。

そしてこうした状式紙を用い、牙紀を典売契約の不可欠の主体とさせてゆくやり方は、遙かに時代を下るが、(36)光緒三四年「典當地契官紙」後段に付された章程の中で、更に徹底した形を見ることができる。

寫典契章程列□

一、自經稅契、認眞稽○買□□均□命□寫官紙、民間無可隱匿□□□□□□□□、以賣作典。嗣後典當房地、亦應一律改用官紙、以杜影用。

一、民間嗣後典當田房、如不用司印官紙、設遇原業主親族人等告發、驗明原典契據、年月係在新草以後、並非司印

官紙、即將典據塗銷、仍令改寫官紙、並應認罰官紙價十倍入官。

一、民間嗣後典當田房、務須令牙紀於司印官紙內簽名牙紀行用、與中人代筆等費、准按典價給百分中之二分、承典者出一分二厘、出典者出八厘。□□□說成者、准牙紀分用一分、中人代筆分用一分。如係中人說成者、僅丈量立典紙、准牙紀分用□□。如牙紀人等多索、准民告發、查實嚴禁。

一、民間嗣後典當田房、必須用司印官紙、□□此項官紙、每張應交公費制錢一百文、向房牙□用、准該牙行、按八成繳官價制錢八十文。

一、民間嗣後典當田房、務須寫明典限。年分限滿、准其回贖、如逾例限不贖、典主稅契永遠爲業。

一、官牙領出司印官契紙、遇民間典用、不准該牙紀勒揩不發例外多索、犯者審實、照多索之數、加百倍、罰令牙紀交出充公、免予治罪、仍予斥革。如罰款不清、暫行監禁。

一、牙紀於更定新章以後、見有新典之私契、因貪使用錢、不卽告官者、別經發覺、並照所得用錢數目、加二十倍、照官牙第一條罰辦。

一、嗣後民間用司印官紙寫立典契□□□、牙紀將存根填好、截下按月同紙價呈送本管州縣、分別存轉。

一、未定新章以前、民間所立之典契、仍照其舊、毋庸更換官紙、以示限制。

一、牙紀與典主及隣佑里書人等、如有挾嫌誣告及吏役因緣舞弊滋擾者、一經查實、除照例枷責外、並予永遠監禁。

以上十條、典當田地民間均□、切實遵辦。如官吏牙紀書差人等、於前定款目外多方勒索、准民赴司控告。さて、こうした比較的に厳しい官憲側の税契励行の態度、及び契買紙に見られるような権利憑拠としての官給文書の重視の姿勢に対応して、契税をめぐっては、この他に「投稅房契」(86)、「補稅房契」(143)といった、縣を宛名とする（しかしこうして伝存する以上、恐らく立契者たる民自身によつて権利の憑拠として保持されてきたのである

う) 特殊な契拠が存在する(後者はそれ自体が宛平縣契稿の上に書かれている)。前者を引いておく。

立投稅房契人、係順天府宛平縣民單成□、有祖遺空地一塊、自蓋到坐、灰房參間、今坍塌倒坏、坐落在報房衙門中間、木廠對過大門內南邊路西□。年深無契、恐後受罰、今將此房作價銀肆拾兩整、情願遵例赴縣投稅、永遠管業。此房原係祖遺自蓋、是寔。並無紅白契紙、在外典當、亦不敢虛捏假冒。內中倘有來路不明頂替情弊、原業主同中見人、情甘認罪、并照。

知根中見人 曹玉彬押

乾隆五十四年 括月 初陸日 立投稅人 單成□+

永遠 存照

また官との関係と言えば、土地房屋の売契の一部に「大興縣掛號訖」「宛平縣掛號訖」なる長方形の簡便な印判が契上の余白に押されている例が、(93)嘉慶五年の売房契から(179)の売房契まで、総計一六件見られる。印の押される対象は、上述の第一、第二の類型の契であることが多いが、(11)(12)のようにそれぞれ契買紙契尾と組みになるべき宛平縣契稿の上に押されている例もある。そして契買紙上にそれが押される例はない。それが立契或は税契手続きの一部としてそれぞれの契の作成の時点で押されたものだと考へるが、それともある時期、官によりなされた「驗契」などの機会に一斉に押されたものだと考へるかにより、様々な解釈が可能と思われるが、詳しい検討は後にまつ。

b、旗人間での土地房屋典売をめぐる特殊な契拠

北京という土地柄を反映して、北京文書中には、旗人同士で土地房屋を取引する際に立てられた文書が相当数存在する。ただ旗人間の契と言つても、対象とされる物件自体は、契文上から見る限り、どれも他の民人典売契と大差な

い民地房屋と見られ、また特に典をめぐっては、(15)の典地契、(88)(109)の典房契のように、契形式すらも民人相互の契と区別のつかぬ例もある。しかし時にそれらに混じり、満文と漢文が、或は一紙上、或は粘連され割り印を押された二紙上に、対となる形で書かれ、佐領あるいは欽差戸部督理右翼（或は左翼）税務監督といった旗人特有の監督者が登場する特異な形式の文書が、(61)雍正四年から(99)嘉慶一三年まで、計十件存在する。

それらは更に、残存する文書形式から区分けすれば、欽差戸部督理右翼（或は左翼）税務監督が発給する執照を核とするものと、単純に賣主が立て買主に与え（佐領がそれを証する）独立した契約文書の形式をとるものとに分けられる。まず後者の一例として、(3)から漢文部分のみを引く。

正藍旗宗室平太佐領下奉恩將軍宗室永武、有地壹頃貳拾肆畝、草房柒間、場園樹木井在内、坐落通州大唐家庄地方、今賣與本旗蒙古諾里高佐領下護軍額里登名下、價銀參百貳拾兩、此地倘係未行扣完官銀之公產、併重複典賣、親族人等爭執等情、俱係佐領平太、領催倭合、賣主永武全保、此照。

乾隆二十八年十月

佐領 平太

一枚の紙の右辺から漢文、左辺から満文が書き起こされており、何か別紙との突き合わせでも行われたのか、中心から満文部分にかけ、割印の一半と見られる官印の左半分が見て取れる。契文上には、民間紅契同様の形で、納稅銀額、立契年月の上、及び「佐領平太」の下部に大きな官印が押され、契約文書型の全例にこの形は共通する。

納稅銀 玖兩陸錢

日立賣契人 永武+

領 催 倭合

前者、左右翼稅務監督發給の執照形式のものは四件ある。そして、頭部に「執照」又は「戶部」と大書したり、一部文言を印刷したりした状式紙に、必要事項を書き加える形で作られている点では四者共通するが、前後の状況、文言の内容は必ずしも同じではない。即ち(7)は「補稅」をめぐり立てられ、末尾には十数年前に為した土地買得について「今情願呈明納稅」云々を言う満漢併記の文書が貼付されている。(61)(99)は、共に売買をめぐり立てられたものと見られるが、(61)には「情願賣與」を言う「具呈」が貼付され、また執照自体も地番人名以外は殆ど印刷された(一見したところ民人間でみる「契尾」に類する)形式を取るのに対し、単独で伝存する(99)は「欽差戶部督理左翼稅務監督桂、爲給發執照事、據」という印刷部分以下に、先に見た契約文書型売契と同様の文章が筆写され、また同様の箇所に官印が押される形を取っている。そして後に触れる(71)老転典房契は、漢文契の後に、満漢両文で印刷された執照様の一紙が粘連されている。当然これら旗人間典売をめぐる様々な契拠執照様式の背後にも、民地官契契買紙と同様の制度的背景と展開が予想されるが、類型を論ずる程の数も無き故、詳細は後の研究にまち、ここでは契例として、(7)の漢文部分を引くにとどめる。

欽差戶部督理右翼稅務監督德、爲給發執照事。准戶部來文內稱、據左翼監督侍郎條和奏、凡白契并老典房地、於前限內、未經報出補稅者、仍請展限二年、准其補稅。如此次定限後、再有隱匿不報、一經查出、照例治罪、等因。一摺於乾隆四十一年十二月二十二日具奏。本日、奉

旨着賞限三年、欽此。欽遵知照、在案。今據廂紅旗包衣孫榮佐領下閑散劉一住、於乾隆貳拾玖年三月內、白契買得正白旗長得佐領下披甲人高文義、有本身地一段拾畝、坐落大興縣彩育潘鐵村北、地方、價銀拾兩、該旗佐領孫榮、驍騎校連德、領催福善等、呈報前來、相應給與執照、粘連原契、鈐蓋印信、令該業主收執、可也。須至執照者。

納稅銀 參錢

乾隆四十三年四月廿九日

なおここで引いた(3)(7)を始めとする満文文書については、本書石橋論文に專論がある。

c、典をめぐる諸問題

北京文書でも、典は、三年、五年或は八年といった年限を付し、その年限後は隨時原価回贖が許されるという形が、主流を占める。しかしその中に混じり、或は「永遠爲業」とい、或は流質を思わせる文言を持つ特殊な典当の例を見る事ができる。そうした関心で見ると、先ず注目されるのは「老典」なる表題をもつ契である。老典契例(7)。

立老轉典房契文約人、係内府正白旗海福佐領下蘇拉那丹珠、今有自置老轉典□房拾肆間半、坐落交頭口局兒胡同中間路北小胡同内、坐西向東、因乏用、今憑中保說合、情愿老轉典與廂黃旗吉善管領卜頭等護衛

劉名下、永遠爲業。言明、老典一百年、門窓戶壁土木相連。當面言明、典價紋銀肆百整、其銀筆下交足、並無欠少。自典房之後、憑典主拆毀自便、不與業主相干。如有來路不明、重復倒典、與親族人等爭競、俱係業主並中保人、一面承管。恐後無憑、立此老轉典房契存照。

此內有紅契一張、白契三張、在內收存。

說合人

喬知□十
王國祥印

中保人係廂黃旗哲庫訥佐領下筆帖式

延 福印

立老轉典房契人 那丹珠印

乾隆二十七年七月初十日

胞弟 七十六印

大門地計在内

旗人間の房屋出典契であり、この後に前述の執照様の文書が貼付されている。取引される物件は、先行する(70)乾隆二十五年「轉老典房契」で、民人曰国傑が、旗人正白旗包衣海福佐領下鄧名下に「老典与」したと同じ房屋である。「老轉典」とい、「轉老典」というも、「自置」の語に明らかのように、出転典者自身が既に承典者というよりは買主として意識され、また今回なされる行為も、「永遠爲業」「老典一百年」から知られる通り実質的には売与に近いものである。同様の契約は、(115)「老典契」が示すように民人間でも行われ、しかもそこでは、一方で「典價」「自典之後」と言いながら、他方では「賣與謝名下永遠爲業」という語までが用いられている。そして典限を言わず代りに「永遠爲業」を言う例となれば、それは必ずしも「老典」契に限られず、単なる「典字」(114)中にもその文を見ることができる（それゆえ因難な事に、(88)(109)といった北京文書中時に見る旗人間で立てられる典限を付さぬ典契は、出典後隨時回贖可能、出典後回贖不能という両極の解釈可能性を持つことになる）。

また他方、典限が明記されている場合についても事態は単純ではない。即ち、これまで見てきた東文研所蔵の他の文書においては、典限は通常單に回贖禁止期間、以後隨時回贖が許される状態の始期を示すものであることが多かつた。しかし北京文書においては、前掲光緒三四年「典當地契官紙」中に、「如逾例限不贖、典主稅契、永遠爲業」という典當流質をめぐる一般的な規定が見られることを始めとし、より時期の古い契約文書の文言上にも典限前後の処置をめぐる特有の表現を見出しうる。例えば、(65)乾隆二〇年「言明建年爲滿、原價歸贖、止贖不找、如不歸贖、听憑銀主另售」((69)もほぼ同じ構造)、(136)道光二一年「言定五年爲滿、錢到回贖、如年限不滿回贖、按月包租、倘遇八年不贖、認憑置主自變」、そしてこれは半ば老典契とも言い得る(115)後半幅、道光六年、旗人から民人への「典房

契」（契中に「老典與劉姓名下遠爲業」、契の末尾には「老賣主人」という語が出てくる）には、「言明一典八年爲滿、寔價清錢八百吊整、其銀筆下交足、並無欠少。若到八年、不用知會契主、遵例自行納稅。拆蓋挪移、任憑治〔置〕主、不與契主相干」といった文言が現れる。乾隆二〇年のものについては、そこに言う「另售」とは他地にいう転典のことではないかとの可能性を、即座には排し難いが、固有の年限五年とは別に八年という期限が立てられ置主自変への移行が語られる道光二年の例は、次の（15）「一典八年爲滿」の文中に見える「遵例」の語と併せ、道光年間の時点で既に八年という期限をめぐり流質へ向けての何らかの制度的な規制が存在したことを窺わせる。詳しくは今後の研究にまつ。

（2）租佃契

a、官地承佃執照

官地召承佃をめぐる執照類は、道光七年新安縣正堂発給のもの二件と、「今據衙門清理京城官產處呈報、據誰某粟請承租某處」という形で始まる民国八年歩軍統領衙門発給のもの三件とから成る。何れも文書上辺に「執照」と大書した枠入りの印刷物に必要事項を書き込む形をとる。前者の一例をとして（41）を示す（書き込み部分に傍点を付す）。

特授新安縣正堂、爲給執照事。案蒙

戶部條議、嗣後八項旗地承種之戶、官給執照、以杜包攬冒佔之弊。今有張、六里村張、趕會、認領、另案、入官地
一、段共地四、合行給發印照、按年完納租銀、毋得稍有托欠。如有豪強侵佔、許令稟官究治、倘日後無力承
種、亦許稟明繳照退佃。若敢私行典賣、查出嚴究治罪。凜遵毋違。須至執照者。

計開

張、六、里、村、另、旗地

第一段地 四、畝每畝租銀

共應交租銀 四、兩、三、錢、六、厘

東至 李、□ 西至 墳地、南至

朱、輝 北至 張、玉、亮

第二段地 畝每畝租銀

共應交租銀

東至 西至 南至

北至

右執照給佃戶 張、趕、會、准

道光七年十二月十七日

縣

b、その他の租佃契

金納、押租無し、期限設定無しといった、ごく普通に見られる承佃契が三件と、その他特殊な関係を予想させる契五件とからなる。後者の中から一件(47)。

具結人蔦藍旗白衣成貴佐領下屯居閑散奴才屈樹林、全民人田相禮、高蔭穀、趙振先、四人承種
素大爺名下、坐落在高縣趙通村東北、共計地四十九頃五畝。一年應交納租錢壹仟伍百參拾吊文、永無拖欠。如有托

欠、任從本府爺收地。

道光七年應交納租錢、已是六年秋季、張廷收去。今奴才等四人、現交納道光八年租錢四百吊文、下欠八年租錢、一
阡一百三十吊文、限定於七年十一月十五日交完。若至十一月十五日交納不齊托欠等情、任從本府爺將地收回。

恐後無憑、具此結爲証。

具結人 屈樹林

田相禮

民佃 高蔭穀

趙振先

道光七年五月 日

翌年分の租銭の一部を今支払い、残余についても本年十一月までに支払う旨を約束する契拠である(同一メンバーによりこの前月に立てられた(46)「認佃交租」もほぼ同旨)。当年租銭への言及からも知られるように、この関係は前年から引き続いてきたものであり、租契自体はまた他にあるのであろう。租の前納といい、四十九頃五畝という対象たる承佃地の広大さといい、単純な租佃とは考え難く、その社会的背景につき様々な想像もわくが、これ以上の事は不明である。

この他、(51)は、旗人が租価前払い、期限十年、「其地年滿、再行商議」の条件で土地を出租する例であり、実質はもとより典売に近い。その後十年毎に、一度に亘って契約を更新した旨の書き込みがある。(52)は、樹木栽培の請負、(53)「退字」は、借地上で營まれてきた菜園の合股經營から一人が脱退する際に立てた契拠で、次項にみる合股脱退契と共に通する性格を持つ。

(3) 舗底、商事関係の契約書

北京文書には、城内商店の営業に関する幾つかの契約書が含まれている。内容は、商店の出租典売に関する契據

類、合股の結成・脱退をめぐる契據類に大きく分けられる。

a、商店営業権の典売租契

一口に商店を典売出租するという場合でも、その対象が房屋基地の所有関係とは区別された純粹の営業権に限られている場合がある。そのような時、その権利部分を特に取り上げて、「舗底」の語が用いられることがある。まず舗底売契の一例を示す(23)。

立倒舗底人顧崇山、今有本身原開煙酒甫壹座、此甫坐落在順治門外鐵門口內路東。今因本身不能承做、托中見人、情愿出倒与。

馬姓名下、認憑開設生理。言明倒價京平松江銀參拾貳兩五錢正、其銀筆下交足、並不欠少。此房每月房錢貳吊五百文、另有房東、每月憑摺承取。立字之后、倘有顧姓止甫借錢欠外賬目、以及官欠私債、弟男子姪爭競各等情、有顧姓全中保人一面承管、不与馬姓相干。再批、顧姓有原倒舗底字據壹張、交与馬姓收存、永遠爲照。恐口無憑、立此倒字壹張、交与馬姓收存爲照。

立倒字人 顧崇山

中保人 尹德順+

代筆人 楊永安

光緒拾壹年五月貳十四日 吉立

文書形式の大枠は、普通の房屋売契と変りない。しかし「另有房東」との文言からも明らかのように、売主自身は当該房屋それ自体の所有者ではなく、売買対象は租負担付の営業権である。その負担は、物件により「地租錢」(225)

の形をとる事もあるし、また租契の例だが、(24)のように両当事者の他に「另有房東」「另有地主」が並列する場合もある。そして、取引対象が単なる不動産ではなくそれまでも一定の営業を続けて来た商店である事に対応して、「親族人等争競」云々といった一般的な来歴担保文言と並び、従前の営業上の債務が新商店に及ぼぬ旨の保証が付されるのが通例であり、中には「憑本舗水印作保押借字據」といったものへの言及がなされる例もある(23)。

同様に、こうした舗底の出租をめぐる契據例(24)。

立租字人馬姓、今有自置魁三元舗底一處、今將舗底租與

張彬如名下生理開設三咸和洋廣襍貨舗、坐落在宣武門外菜市口東鐵門内路東、門面一間、到底貳層。今有中人說合、情愿租與張彬如、拾年爲滿。言明押租市平松江銀貳拾伍兩正、其銀筆下交足、並不欠少。每月憑招取傢俱市平松銀壹兩捌錢正、不準「准、以下同じ」短欠、房租銀每月歸馬姓交租、不與張姓相干。如年滿、由張姓接做、不準增長傢俱銀、亦不準馬姓收回。又言、年現「限」不滿、不準馬姓收回、如年期不到、張姓交賣買者、罰銀貳拾伍兩、亦不準張姓轉租轉倒。如年期以滿、張姓內外欠銀錢賬目、均歸張姓承管、不與馬姓相干。年滿之日、銀到回贖。如有舊業主内外銀錢賬目、均歸馬姓承管、不與張姓相干。兩家情愿、各無反悔、恐口無憑、立字爲證。

成做人
張彬如+

楊春林+

中保人
鐵才甫+

閻曉口+

此字兩張、各紙「執か」一張

薛振源+

代筆人 馬玉才+

光緒貳拾參年貳月拾八日

立行

舗底出租契はどれも、押租をとり、「一租十年爲滿」といった長期の租期を予め設定し、「年滿之日、銀到回贖」という形をとる。月々の租錢負担は、「傢伙錢」「傢俱銀」といった名称をとるもののが大部分を占める。

なお右掲例中に見える「房租銀毎月歸馬姓交租、不與張姓相干」の文言は、舗底の負担すべき房租銀は、従来通り出租者たる馬姓が負担し続け、承租者たる張姓には負担させぬ、また「如年滿、由張姓接倣、不準增長傢俱銀、亦不準馬姓收回」は、十年後、なお承租者張姓が引き続き営業を続けようとする場合は、出租者は同条件で出租し続けなければならず、増租も回贖も出来ない、という意味に取る他ないが、どちらもこの例に特有な文言であり、あまり一般的なことではない。

さて以上、狭く文書上に「舗底」と明示あるケースを見てきたが、広く商店営業権の出租という事態それ自体に着目するならば、当然次の様な契もその内に含めて考えることができる。羊肉舗の出租契(226)。

立租字人王尊、今因手乏、愿自置羊肉舗一座、開設在席兒胡同路西、門面一間、前面兩塔一扇、舗內應有傢伙、另有清單一張。今憑中人說合、租與

霍全名下生理承作、一租拾年爲滿、押租合同九八錢貳拾吊、其錢筆下交足、並不欠少。年滿之日、錢到回贖。如年限不滿交甫主者、罰押租合同錢一半。言明每月傢伙租九八錢貳吊、又言明每年取傢伙租錢拾个月、閏月無錢。言明風雨勿阻、不許欠少。此係倆家情願、各無扳悔。立字之後、如有王姓長幼、於欠外債負等項爭競者、有王尊一面承管。恐後無憑、立合同字、一樣兩張、各存一張爲證。

言明白許霍姓承作、不許轉租轉到。

（以下人名及び立契日、省略）

単純な自置羊肉舗出租をいう契約書である（傢伙錢の負担が十ヶ月間だけに限られるのは、おそらく盛夏の間、二ヶ月は羊肉舗が休業する為であろう）。しかしここで立ち止まって契の形式について見直すと、事改めての房租錢への言及が無い点を除けば、「一租十年爲滿」とい、「傢伙租錢」とい、前掲の舗底租契との間で実質的な差異を見出す事は難しい。そして更に類例を見て行くと、「舗底」と言わぬ契據((23))「德號臘舗」の杜壳字、(24)「張姓羊肉舗」の転租字の中にも、「房銀另有房主」といった文言を見ることらできる。そこから考えてゆくと、商店店舗の典売租契の中には、或は「舗底」字がなくても、実質的には舗底のみが処分対象とされているケースも相当数有るのかも知れない（それに、前掲(24)の如く舗底出租者自身が房租錢負担を続けた場合、房租錢への言及のない租契があつてもおかしくないという事情すらある）。より広い類例の検討が望まれる。

なお北京文書の初期分類は、房屋の典売租契と、店舗関係の契とを明確に分けて文書番号を付している。しかし右に見た通り、舗底と店舗とが法律用語として概念的に区別して用いられていたのか否かすら未だ明確ではなく、そこで明確な区分を為す事は現時点では困難である。事実、房屋租契のグループの中にも、ここでは舗底契に分類された右掲羊肉舗租契と殆ど同旨のものを見出せる((20)等)。利用に当たっては、両者を区別せずに参照されたい。

b、合夥の開設等

北京文書の中には、幾人かの人間が力を集めて一つの商店を開設する際に立てられた合同契が、何枚か含まれている。その中の一枚((22))を示す。

立合同字據人新 趙玉崑

宅公議開設木廠。

因劉德泰有阜順山貸鋪底、伊鋪有欠外客賬、伊自行清理、不于新宅等及改換

字號內相干、坐落在宣武門內路西。趙、新、自宅、一曹爲政、與劉德泰商議、明確改開義興木廠。劉德泰將此鋪底

連所存木料等、作爲鋪底一股。趙、新、自每位各出錢四百吊、作爲一股、三位共入錢壹阡貳百吊、作爲三錢股。

曹爲政、承領成做、作爲一人股。鋪底、錢股、人股、共作爲五股。一年一算、天賜得利、按五股均分。曹爲政每

年應支錢五拾吊、准支三年。三年外、改應支錢參拾陸吊、作爲每年辛金。此係五面議定、各無反悔。恐後無憑、

立合同、各執一紙爲據。

再同衆共議。東家夥計等算賬後、許使餘利。餘利外、不許長支。如有長支者、多支一吊、罰錢拾吊。又

照。

道光卅年二月初一日

自新宅

立合同人

趙玉崑

劉德泰

曹爲政

中見人

王殿輔+

咸豐貳年十二月廿七日算大賬

新宅　四面議定。此合同原係每股四百吊錢作本、今定卽以貳百吊錢作本。其餘錢貳百吊、未入。以下算
自趙玉崑
劉德泰
賬、卽按八百吊作價本。又照。

舗底を持ちながら經營に行き詰まつた劉德泰、資金を持つ新、自、趙の三人、「承領成做」を担当する曹為政が、それぞれの出す舗底、出資、人力を各一股とし、計五股からなる合股を設立する契約である。股分の名称としては、ここに見える出資者錢股に当たるものとして他に「銀股」(249)「舗東股」(236)「東股」(237)(247)等の名を、また人股に当たるものとしては、「人力股」(227)「人力身股」(236)「人力」(237)といった名称をみる。この他に、時に「財神爺股」(236)「財神股」(246)なる一股が当事者股分とは別に立てられる例が数件見える。おそらく架空の一股を立て、その配当を合股内部に資産として留保してゆこうという趣旨と思われる。

なお右掲文書中に見える「曹為政每年應支錢五拾吊、准支三年。三年外、改應支錢參拾陸吊、作爲每年辛金」なる一節が、番頭曹為政の給金に関する規定たることは問題ないが、ただ曹為政は經理の仕事をするからこそ、出資金無しで一股を得ているのだ、という点を考えれば、その辛金が、人股としての取り分の他にあると考えるのも妙なこととなろう。むしろ文意としては、領東人については、(文末に見える利益先取り、先払いたる「長支」禁止の原則の例外として)予想股分の内から清算前に規定分だけの先取り支出が許される、という特定の意に取るべきものなのかも知れない。同様に(237)に現れる、領東として人股一成をもつ冀占元、東股の一人で「照應」なる役を負う潘通の二名については「毎年各應支辛金銀八拾兩整、其銀隨年出賬、每年清單」という特別の会計処理をするという一節についても、同じ想像がなされえよう。

北京文書内には、この他に合股をめぐり、自らの脱退をいう契(228)、自分が持つ東股十成中、六分を出売し、資本を新たに集める契(243)等がある。先に引いた合股結成の契拠に対応する前者を掲げておく。

立退約趙慶、因有義興木廠錢股壹分。今于光緒四年六月初九日、清算賬目、原存本利錢捌百吊。趙慶、將本利錢使出、情愿出舖。自立約以後、義興木廠財發萬貫一及欠外賬目、均不與趙姓相干。此係兩家情愿、均無反悔。爲此立約爲證。

大清光緒四年六月初九日

中人 賈殿元+

立約人 趙慶+

代筆人 賈咸林

(4) 水鉤担等の典売出租契

以下にみる「水鉤担」(目録に示す通り、この他、「水勾担」、「水拘担」等と表記される例も相当数あり、実はこれが正確な表記なのかすら不明である。この字で代表させるのは単なる便宜にすぎない)なる権利をめぐる一連の文書は、東文研所蔵文書中、この北京文書だけに現れる。権利の内容は、城内での生活用水(「甜水」「苦水」)の供給販売をめぐる一種の営業権と推察されるが、その詳しい内容は、時にそれと並び現れる「水車子」なる権利の内容と共に、多くは未だ不明にとどまる。最初に例の多い水鉤担出租のケースから見て行くことにする。

a、水鉤担の租約(322)

立租約人傅門鸞氏、有自置水鉤担壹分、水主戶坐落在石兒衛同、小府安福胡同路南路北、大柵口水井一代等處。水井、屋子在大柵口。傢伙俱全。因無力承作、托人提名、情愿租於劉春榮名下承作一年爲主。光緒廿九年十月初一

日接手、至光緒三十年十月初一日完、交於本主。同衆言定、租價京平足銀參兩整、當交不欠。恐口無憑、立租約存照。

外有押賬錢、有單爲證、誰接誰抬。月錢使到月底。

四吊三百文

劉平元+

中見人 劉永錫+

楊克永 借字+

立

光緒貳十九年九月廿九日

見られる限りの水鉤担の租契は、常に出租する側が立契者となつてゐる。乾隆年間から光緒年間までの契があるが、形式上の変化は余り無い。幾つかの問題点につき、気の付いた事を並べ記す。

①主戸について。右にいう「水主戸」は、他に「主顧」「主戸」とも表記され、顧客たる家々のことと解される。

多くはこの様に術術名等を列舉する形で示され、それ故、時にあたかも一街区全体についての営業権の如き印象を呈しもするが、次に見る顧客争いの和解文書(30)の内容から考えると、それらの地域のそこここに固定した顧客が何人かづつ居り、その名が「門戸單」に書かれていたと理解しておく方が無難なのだろう（ちなみに後に述べる「水車子」については、最初から何處に何軒という書き方をする例が、(294)にある）。

立清白人李順、因有苦甜水拘担一分、作落在南城根清梁巷。因主戸不清、有門二戸、路東一門、清梁巷一門。李文茂、交於李順接去、用不在要。往下各賣主戸、永不返悔。若有返悔者、罰文銀五十兩、入官共用。立字存照。+

各有門戸單爲正。

合同

中保人 岳雲郷
采學 □十
借字人 徐 □+

吉立

光緒十四年三月初七日

なお水鉤担契には、こうした形で多数の街路名衛衙名が現れ、しかもその大多数は地図上に比定が可能である。筆者が簡単に見た限りでは、地名は内城外城に広く散らばっている、という程の知識しか得られなかつたが、他の史料と組み合わせれば、都市史研究上また別種の用途があるかも知れない。

②水井、屋子について。水鉤担の租契には、この様に同時に水井、屋子（時に「屋子井」なるものも現れる。⁽²⁸⁵⁾）への言及がなされることが多い。ただその書き方は、右文の様に出租の対象として水鉤担に並記する場合と、水鉤担出租の件の後に水井屋子の所在を単に記す形式をとる場合とがある。こうした表記の差に何か意味があるのか、また本井屋子も出租の対象だつたと考へるにしても、ではそこにいう水井が租借人の単独利用に帰したのか、そもそも出租人は水井の所有者でもあつたと考へて良いのか否か、水鉤担は単なる営業権なのか、それとも水という「原料」付きの権利なのか否か、といった諸点をめぐつてはなお多くの議論の余地があろう。

③租期、租價、月錢について。租期は月単位或は年単位で示され、四ヶ月から三十四年までの諸例があるが、二年二年の例が過半を占める。租価はどれもこの様に立契日に全額前払いする形をとり、その意味では、むしろ期限を切つた売に近い（後述の売契も参照）。またそうした「租價」とは別に「月錢使到月底」といった言及がなされる例は、右掲例の他にも十件程見えるが、そのどれにも額の明記が無い。文理からして、これも当然租の一種と考える他ない

が、詳細は不明である。

④押賬錢について。押賬錢の記載は約半数の契の上に現れ、その大半が、「誰接誰抬」といった表現を伴う。支払いは、「押賬在内」という形で租錢の中に含めて支払われる場合と、「外有押賬錢幾許、誰接誰抬」と記される場合とがある。時に金額が明記されぬ場合もあるが、右掲(32)「有單爲証」及び(34)「有壓賬單壹紙」等から推せば、何も言わぬ時でも額を記載した別紙があるのであろう。「誰接誰抬」は、「誰であれ、この水鉤担を次に接做した人間（大半の租契の場合には、租期経過後「交於本主」と書かれる故、出租者本主自身と想定される。ただ(39)の様に、「交下手」とされる例も稀にだがある）が、この押賬錢退還の負担を負う」という意と思われる。押賬錢の話ではないが、留置権的な「誰接～誰抬～」の用語例として、(29)に興味深い例が見いだせる。水槽修理費用の負担関係。

立清單人徐令王四彬、今有新井大槽兩口小槽一口修理使錢貳拾六吊六百文、道光三十一年四月廿五日爲滿、誰接買賣、誰臺「抬」水槽錢廿六吊六百文。越是臺錢不到、罰銀壹百刃。空「恐」口無憑、立字存照。

（以下、人名及び立契日、省略）

⑤転租約について。承租期間中、承租者が転租をする契も少なくない。契の内容 자체は、上述の租契と大差はない、多くは期限後「交於本主」の形をとる。前後関係の分る幾例かを見る限り、承租したあとすぐに転租するケースが意外に多い様に見え（例えば、(25)と(26)）、また同一租期の同一物件をめぐり同一日に別個に立てられた転租系列に立つ三枚の契((302)、(303)、(304))等は、転ずる内に条件が順次、租價文平銀十八兩内有押賭、租價銀二十二兩、租價銀二十二兩・外有押賭銀壹刃月錢使到十五日とアップしてゆく。

⑥借字について。文末中見人の最後に出る「借字」なる語は、北京文書中「借字人」の形で頻出する。代筆人の事で

あらう。

b、水鉤担の典賣契

水鉤担といつても、典賣契約の基本的な構造自体は、他地一般で見る不動産典賣契と大した変りはない。ただ特殊なものとして、売契、永遠為業といいつつ、出売後、売主と買主が数年毎に輪流して經營する契約内容をとるケースが、数件見られるので、その一例を示す(308)。

立賣契人岳陽賓、今有自己苦水鉤担壹分。水主戸坐落、在鳩鴨市西四牌樓以南、街東路西。苦水井坐落、在路東三眼井、南至丁字門、北至四牌樓西。水屋子在鳩鴨市以代等處、無有傢伙。因手中鑒約、託中保人情願、將此水道路出賣於田長松名下承作貳年、永遠為業。有岳姓老約為證代出、未有老約。倘若辦事以後、有親族友爭論、有岳姓一面承管。同衆言定、賣價市平松江銀貳拾七刃整、當交不欠。恐後無憑、立賣契存照。計開年頭、由光緒貳拾參年八月十五日、掲出接做、貳年完、交於岳姓、各〔隔〕四年、在〔再〕接做貳年。外有押帳錢、照上約照單為證、誰接誰抬。

中說人 許丙輝+

鄧相培+

岳逢法+

岳陽謨+

借字人 郭梓庭+

立

光緒拾九年三月拾九日

光緒二十三年八月（つまり立契日から四年後）から二年間、買主田姓に管業させ、続く四年間は売主岳姓が管業

し、その後再び二年間田姓に管業させる、という交代関係が、今後永遠に統く、という趣旨の契約と読める。先に見た通り、一定期間につき租銭前払いで賃租するという慣行が一方にある以上、そうしたものを一括して出売する仕方が、他方にあって不思議はない。

c、水車子等の典売租契

以上見てきた水鉤担の他にも、例えば「車子」「水車子」なる物件が、或は単独で、或は水鉤担と一緒に租・転租されるケースや、或は既に見た「水井」がそれ単独で売買出租の対象とされる契拠がある。それらの名称が、具体的には何を指すのかも、そう明白とは言い難い。両者各一例について簡単な検討を加える。

水車子一把の租約(29)

立租約人閔泉、今甜水車子一把、傢伙俱全、住屋子在大把廠、主戶坐落在石兒胡同、黃雀胡同、北橫□胡同、南五老胡同、四個門風賢胡同、死牛角胡同。今租到

任克泰承做、二年爲主。言明租價清錢陸佰貳拾吊、當交不欠。恐口無憑、立約爲證。

計開年頭。光緒四年冬月五日接做、光緒陸年冬月五日完。

（以下、人名及び立契日、省略）

水鉤担と同様に、屋子が付随し、主戸が示され、出租の形式も変りはない（ちなみに水車子の転租、輪流といった契も、水鉤担のそれと同様に存在する）。これを見る限り、車子は水鉤担の別名といった印象を受ける。

しかし、他方には水車子と水鉤担が、一緒に現れる事例もあり、また細かく見れば、その中でも更に幾つかの差異を見てとれる。例えば、(27)の様に「將自己京都舊鼓樓大街清水確拘担一分、水槽一口、水車一把、水筒一付、情願

「出租」云々といった形で列挙される場合について見れば、ここでは水車はむしろ水筒等と一緒に貸し出される水売買上の道具の一つと考えた方が、素直であろう。しかしそれに対し、(283)「有甜苦水拘担一分、車子一把」の例では、水鉤担のそれとは別に車子の主戸（これも某某胡同と言った形で示される）、車子の租期（水鉤担の租期は同治十三年十月から十六年三月までであるのに對して、車子は十四年十一月で終わる）が独自に示され、更には「車子月錢、使到廿日」なる記述が続く。主戸をめぐる記述から考へる限り、單なる道具のみの賃貸とも考へ難く、連想は再び水鉤担類似の水売り営業権の名称という方向に傾こう。

水鉤担自体も、考へてみれば元は單なる道具の名称にすぎぬ以上、水車子に道具的な用法あることにはさして疑問も無いが、それが何らかの営業的な権利の化体として扱われる時、何處までを含意するのか。水鉤担と同じものと考へるか、それともより低レベルの直接的な販売権とでもいったものを新たに想定すべきなのか（ちなみに、明示的に戸別の顧客表示があるのは前述の通り水車子をめぐる契⁽²⁹⁴⁾だけである）、水売りという生業の社会的編成と併せて、今後考へて行くべき課題であろう。

甜水井一眼の出租(256)

立租約人徐鈴、有甜水井一眼、坐落在石附馬大街西頭路北。自己不能承做、情愿租於王應泰承做四年、自道光二十五年四月二十五日接做、至二十九年四月二十五日爲滿、仍交本主。同衆言明、租價京錢貳佰伍拾五吊整、內有押錢三十吊、誰接誰充、此錢當日交足、並無短少、傢伙俱全。恐後無憑。立租約爲證。

每月交文宅井錢、兩吊五百文、不準托欠。

（以下、人名及び立契日、省略）

水井のみが単独で出租される例である。しかし末尾に見える、出租者ならざる「文宅」の「井錢」なるものの位置づけは難しく（文宅井錢を文姓に支払う井戸の使用料と考えると、この租契及び立契者自体はでは何者なのかが次に問題になる）、これも残された課題をなす。

(5) 借字

a、旗人の関係するもの(367)

借錢文書中、旗人が借錢の主体として現れるものが約四割を占める。そしてそれらの場合、借錢の相手は、殆ど常に「通泰號」「張」なる貸金業者（？）であり、また「勅書三軸作押」を言う（390）一件を除き、物的担保が付される例もない。ただその代りか、時に、今後の俸米などを事細かに挙げて返済計画を書き込む例のあることが目を引く。一例として（367）。

立字人正黃旗漢軍錫麟佐領下馬甲德明之妻孔氏、同中保說合、欠到通泰號清錢參佰捌拾伍吊文。公同言明、毎月
錢糧給錢拾吊、每米季米折銀壹分、馬甲米壹分歸本、二年爲完。自同治十三年五月說明、由六月起、至十五年五
月爲止、錢賬兩清。恐口無憑、立字爲證。至每年給庫銀壹包歸本。

馬甲德明妻孔氏
中保人 祿壽押印

同治十三年五月二十六日

立

またこれら旗人の借字には、「某日算明、又借錢幾錢」といった、立契日より何年か後の日付を持つ書き込みの有る例も少なくなく（例えは（347））、決算期に弁済できずに次々と借錢を重ねるケースの少なくなかつたことが窺える。

またそれとの関係でか、(35)「再不另行續借錢文」、(36)「再不續借」といった誓約文言が、最初から予め契拠の中に書き込まれている例も時に見られる。

b、民人が主体となるもの

民人が主体となる借錢契は、僅かの例外を除き、どれも土地、房屋、舗底、水鉤担等の物権的権利を担保として錢主に差し出す形をとる。水鉤担を担保とする例を一件示す(37)。

立借帖人董良朋、有自己租遣水鉤担壹分、主戶座落在觀音寺路南抬頭□櫻桃斜街路南路北、李鐵拐斜街路南、燕家胡同豬毛胡同東路西一帶等處。屋子井在觀音寺磚瓦鋪內、傢伙俱全。因手乏、託中保人、指此拘擔借到天泰軒市平松江銀四拾兩整。言明每月一分行息、十個月歸還、將帖抽出。如若還錢不到、此鉤擔許天泰軒租做永遠爲主。恐口無憑、立借帖爲證。

計開年頭

光緒十六年二月初一日接做三年、往下隔五年做三年、永遠輪流。

外有押賑錢參拾六吊

中保人 董進仁+

借字人 董培厚+

立

光緒十一年九月初一日

自らの持つ水鉤担を担保にして十ヶ月間、利子を支払い借錢をする例である。十ヶ月経った時点で弁済できなければ、そこで初めて、「計開年頭」以下に示す様な形（この形式 자체については前項b参照）で水鉤担をめぐる権利の

一部が錢主に移転する。弁済不能時の処理方法としてはこの他に、即時に水鉤担を手渡し以後二年間主と為すという例(353)や、数年後から一定期間承倣させる例(355)など幾つかの形がある。

担保の形式としては、このように弁済不能に至り初めて占有移転が起くる形式（及びその変形として、(391)「紅契貳張作押」の如く、立契時に担保たる物件の契拠を手渡す「文書質」の形式）の他に、次の例の様に、借錢時に担保たる物件の占有を相手に手渡してしまった形式のものもある(336)。

立指地借錢文約人尹朝明、今因乏用、灘中説合、情願將本身坐落北大川歷□子□道西平地一段、計地兩天。情愿押與謝名下耕種爲主、借到大錢陸拾阡整。又無利息、地無租價。拾年之後、錢到許贖。其錢筆下交足無欠。如有人爭執、有中保人一面承管。恐口難憑、立指地借錢存照。

（以下、人名立契日・書き込み、省略）

借錢の担保として土地を差し出し耕種収益させる代り借錢に利子はなく、また十年後には、原価を以て該地回贖が許される。そしてこうなれば「指地借錢」と言い、「押」というも、事の実質は典當に他ならない（ちなみに、(360)の「指地借錢文約」は、文書文中でまさに「情愿典与」と言う）。同様に、羊肉舗底を担保とし、そこから月々上がる傢伙錢を利子に充当し、五年後「錢到回贖」するという(365)「借字」も、見方次第では舗底出租人の地位の典与と理解することも出来、事態の区切り目は多分に流動的である。

(6) その他の文書

冒頭の文書概要で示した通り、北京文書中には、以上の他に、捐納執照・護照の様な官給文書類や、種々雑多な公私文書類が、六十点余り含まれている。内容構成は目録に譲り、契約文書として興味深いものを一二点引くに止める。

注文書(40)

立認呈人 成萬春、承領得造辦處

監督老爺交做燒古銅鉗一件、四季樽四件、雲龍□花五供一分、索三供一分、八卦爐一件、□燈一對、隨燈內卓一對、大千盤一對。尺寸俱照官樣做法。如試製造、應用黃銅。具由

監督老爺官中發給外、所有應用雜料、並各行工人匠作工錢飯食、統計呈領人成萬春自辦、言明工價錢陸佰五拾吊整、其活計倘有尺寸試樣不敷、稍有舛錯、承領人成萬春情干認暗、亦無遺誤。恐後無憑、立認呈存照。

咸豐貳年十月十二日

當日領九八錢四百五拾吊整。

紛爭和解の為の文書(407)。

立字人賈三、因作中保、荐舉姚姓之子永泉、與施宅容工。永泉在施宅拿去小制錢四十吊文、不知不落。施姓涉訟、將賈姓控告。今賈姓找出姚姓、陪還錢文。姚姓現在情願還給賈姓京錢壹佰貳拾吊文、兩姓情願完案。再無反悔。恐後無憑、立字爲證。

立字人 賈三十

光緒三年拾壹月拾柒日

立

自らが推薦し、保証人となつて就職させた姚永泉なるものが、店の金を持逃げし行方もしれない。店主施姓は保証人施姓を訴える。そこで賈姓はその金を代つて弁償した。今、姚氏同族が賈姓に金錢を給還してきた。賈姓はそれで一件落着とすることに納得し、この一札をいれる。

No.	文書名	立契年月	立契者	地名	備	考
	執執執執賣認賣賣典賣出賣轉賣賣賣賣賣賣賣賣賣 地基賣地地空地地基上首契紙 照照照字字字字字字字字字字字字契據契契契契契契契契 據	民道道民民光光光光光光同同同同咸 887795534343127201911887106521 12129669310233122233341223 29291717276621610292952822202615 211310	馬馬馬馬崔張宋楊馬李王顏顏李康謝陳王高 新安縣潤明潤玉福明室雲鳳照廷保清星華而魁 正堂齋泰齊恒順啟德升鳴祥林林慶蘭福海泰庭 軍統領衙門	周路張張李馬馬張姜夏馬黃居穆居謝謝 佩保赶赶少潤明馬德寶子馬現易易星謝謝者克 文福會會菴齊泰中福瑞恒大穆秋堂海香齋	□□張張外宣宣阜村宛西宣大 府空六右武成平城南牛牛懷五老 南里四門門四南道柔兜胡同 頭闡村外外西縣舗坊東道縣縣縣河東	官產承租官產承租入官旗地承種入官旗地承種 廢(38)と對指地借錢典當地契官紙契尾付 契尾付契尾付契尾付(24)

66 65 64 63 62 61 60 59 58 57 56 55 54 53 52 51 50 49 48 47 46 45

賣典？	賣賣	具呈	(執)	賣賣	失落	賣賣	退合	字	租地	租地	具	認佃	執
房	房	房	房	房	房	房	房	同	承種	承種	結	交租	照
契契	契契	契契	執照	契契	契契	契契	契契	字	地	地			

乾	乾	乾	乾	雍	康	康	康	順	光	同	咸	咸	道	道	民
23	20	14	9	1	4	57	57	30	30	9	11	13	9	8	30
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
3	10	4	3	2	10	6	3	10	10	7	2	10	2	12	11
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	4
22	28	2	13	10		27	27	20		15	27	19	2	29	20
															29

賈	趙雲林	騷五蘆戶塞白	寶吳劉東祿張劉	穀屈樹	步軍統領衙門
蘆門	聖林	爾太爾索柱	徐氏·寶孔孔仲福	趙振先	趙振先
張氏	達	太爾索柱	孔孔仲福	花	田相禮
九兒	章顯華	子色戶部泰白	印印修臣廠壽春	萬天	萬天
赫子	顯貴	部白斌	印印修臣廠壽春	寬	高蔭
			姜炎		高蔭

董	尹尹	勾馬張姚孫周周周韓王毓果	素素	本馬
陳	秀君	爾承世	良良住仕宅	張張二大
宅	龍龍	勤薩貴泰	翰翰歷升吉姓	爺爺爺貴

北城	大城	口外吧	腳東	北城日南坊	北城日南坊	北城牌鋪	錦什坊街	阜城門外	小牛房村	高井村	高陽縣	秀園西
豬	裡土	吧	東	北城日南坊	北城日南坊	北城牌鋪	錦什坊街	阜城門外	小牛房村	高井村	高陽縣	秀園西
巢	城	吧	口	北城日南坊	北城日南坊	北城牌鋪	錦什坊街	阜城門外	小牛房村	高井村	高陽縣	秀園西
街	縣	吧	口	北城日南坊	北城日南坊	北城牌鋪	錦什坊街	阜城門外	小牛房村	高井村	高陽縣	秀園西

回贖條項注意	壳契？	滿文	賣、滿文、廢	契買紙	契買紙、契尾	賣契紛失	頭欵	承佃合夥脫退	承種植林	長期の出租	(46)	(47)	官產承租
--------	-----	----	--------	-----	--------	------	----	--------	------	-------	------	------	------

No.	文書名													備考
	立契年月			立契者			地名			あて名				
81 80 79	78 77 76 75 74 73 72	71 70 69 68 67	78 77 76 75 74 73 72	71 70 69 68 67	78 77 76 75 74 73 72	71 70 69 68 67	乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾	乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾	乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾	乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾	乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾	乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾 乾	立契年月	
賣賣賣賣賣賣	轉轉轉轉轉轉	賣賣賣賣賣賣	賣杜絕房契	老転典房契	賣賣賣賣賣賣	典典典典典典	賣賣賣賣賣賣	典典典典典典	賣賣賣賣賣賣	典典典典典典	賣賣賣賣賣賣	典典典典典典	賣賣賣賣賣賣	立契年月
賣房契	典字契	房契	典契	房契	房契	房契	房契	房契	房契	房契	房契	房契	房契	立契年月
約契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	契	立契年月
乾 乾 乾 49 44 43	乾 乾 乾 47 45 40	乾 乾 乾 24 23 16	乾 乾 乾 13 39 38	乾 乾 乾 37 36 35	乾 乾 乾 36 35 35	乾 乾 乾 27 25 25	乾 乾 乾 25 24 23	乾 乾 乾 27 25 25	乾 乾 乾 25 24 23	乾 乾 乾 27 25 25	乾 乾 乾 25 24 23	乾 乾 乾 27 25 25	乾 乾 乾 25 24 23	立契年月
• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	立契年月
3 1 3	3 2 11	9 9 5	7 9 10	7 3 6	5 5 5	7 7 7	10 10 10	6 6 6	10 10 10	6 6 6	10 10 10	6 6 6	10 10 10	立契年月
• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	立契年月
13 21	17 26	12 28	17 13	23 29	28 28	10 10	10 10	10 10	10 10	10 10	10 10	10 10	10 10	立契年月
蔣韓劉氏 舞	滿東定	水依艾 昌興	udase soan	surangga fomingga	蒋雲園 董葵園	李董 門葵 氏師信	王張昆 南蘊	那丹 國張錦	白丹 聖匯	多珠 隆禮	成珠 傑章	多住 武珠	成多 隆珠	立契者
園韓長保 園忠環	韓長保 忠環	袁旗 忠環	明阿阿	明阿阿	明阿阿	明阿阿	明阿阿	明阿阿	明阿阿	明阿阿	明阿阿	明阿阿	明阿阿	立契者
張胡存秉亮 屈秉忠亮	屈秉忠 亮	嘉永玉 琿明桂	aiungga suiha soan	fcmingga suinha soan	劉老先生 展園	劉老先生 展園	劉老先生 展園	劉老先生 展園	劉老先生 展園	劉老先生 展園	劉老先生 展園	劉老先生 展園	劉老先生 展園	あて名
北城日南坊 宣平縣西城	北城日南坊 宣平縣西城	衙衙衙衙衙衙衙衙衙衙	小喇嘛廟衙衙衙衙衙衙	小區貳衙衙衙衙衙衙	小區貳衙衙衙衙衙衙	北城朱朝街 北城日南坊	東直門外 北城朱朝街 北城日南坊	大興縣 東單牌樓 東單牌樓	東單牌樓 東單牌樓 東單牌樓	東單牌樓 東單牌樓 東單牌樓	東單牌樓 東單牌樓 東單牌樓	東單牌樓 東單牌樓 東單牌樓	東單牌樓 東單牌樓 東單牌樓	地名
契尾付 契尾付 契尾	契尾 契尾 契尾	契尾 契稿 契買紙、	契尾 契稿 契買紙、	契尾 契稿 契買紙、	契尾 契稿 契買紙、	滿文のみ 満文のみ 満文のみ	満文のみ 満文のみ 満文のみ	契買紙	回贈條項注意 (70)と同物件 老典一百年、満文執照 付き	満文	備考	備考	備考	備考

101 100 99 98 97 96 95 94 93 92 91 90 89 88 87 86 85 84 83 82

賣 房 契	賣 房 契	執 照	賣 契	典 契	賣 契	賣 房 契	賣 房 契	賣 房 契	賣 房 契	賣 舊 房 木	典 契	賣 房 契	投 稅 房 契	賣 房 契	賣 房 契	賣 房 契	賣 房 契
-------------	-------------	--------	--------	--------	--------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------------	--------	-------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------

嘉 19 15	嘉 13 11	嘉 9	嘉 9	嘉 8	嘉 5	嘉 5	嘉 5	嘉 3	嘉 2	乾 59	乾 56	乾 56	乾 54	乾 52	乾 49	乾 49	
·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	
11 · ·	6 · ·	9 · ·	4 · ·	5 · ·	5 · ·	6 · ·	8 · ·	8 · ·	3 · ·	7 · ·	11 · ·	4 · ·	10 · ·	8 · ·	8 · ·	6 · ·	12 · ·
15 22		9		11		3			11		10	13	11	6	16		12

周 元 陵	劉 元 臣	戶 門 修	王 廷	趙 有	廣 國	韓 國	劉 國	劉 國	永 安 永 泰	永 福 永 泰	永 永 永 春	桂 京	方 周	王 永 永 永 祿	達 隆 阿 德 新	林 宏 思 達	蘇 成 布 布	崇 三 祿	季氏 季鈞 季鎔
									尹德勤 朝輔	尹德珍 芝									

		重 慶	張 亮		順 諾		達 校
李 丈	劉 朱 廣 存	伊 伊		韓 張 王	義 穆	口	夏 于 阿 淳
					號	圖	

寶 禪 寺 西	崇 文 門 內	沿 溝 北 頭 內	德 勝 橋 路	宣 武 門 外	崇 文 門 內	大 興 縣	宋 人 府 南	本 城 口	陝 吧 衛 衛	報 房 衛 衛	寶 禪 寺 衛 衛	東 單 牌 樓	街 東 長 安 門 大

說 合 人 並 無 使 錢	滿 文	旗 人 間 で の 房 屋 売 買 、	(94)	契 買 紙 、 契 尾 付	契 買 紙 、 契 尾	契 買 紙 、 契 尾	損 壞 家 屋 出 壳	恐 後 受 罰 投 稅 契 尾 付	滿 文	契 買 紙
---------------------------------	--------	--	------	---------------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	---	--------	-------------

142	141	140	139	138	137	136	135	134	133	132	131	130	129	128	127	126	125	124	123	122	121
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

賣 契																				
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

道 29	道 26	道 26	道 23	道 22	道 21	道 17	道 17	道 15	道 15	道 15	道 14	道 13	道 13	道 13	道 12	道 12	道 12	道 12	道 10	道 9	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
12		5	6	8	8	10	4	4	12	11	2	2		9	4	12	12	6	4	12	10
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•					•	•	•	•
13			28		11	7			7	20	20					25		28		15	

張 金	張 玉	張 柱	王 玉	王 嘉	王 長	李 松	長 國	程 國	劉 順	呂 瑞	金 英	張 成	張 玉	李 早	張 奎	李 雲	楊 彭	楊 凌	王 瑞	展 仲	哈 凌	
樸 林														村	亮	芬	凌	村	凌	龍	文	阿
樸 林														常	山							

張 敏	翟 倩	譚 庭	馬 德	馬 德	曹 時	范 任	李 任	劉 時	劉 范	劉 李	王 李	王 年										
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

玉閣皇路西	廠鼓樓	鑄鐘廠	北城日南坊	北城日南坊	五老胡同	東四牌樓	油房衚衕	牛街橋	鑄鏡廠	南城東南坊	溝沿頭北口	南城東南坊	北城日南坊	衛衙門口	燈市口油房						
-------	-----	-----	-------	-------	------	------	------	-----	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------

咸豐2年の契尾付	(141)草稿?	(138)草稿?	轉典契	契尾付	契尾付	契尾付	條件特殊	條件特殊	契買紙、契尾	(124)の物件	宛平縣契稿								
----------	----------	----------	-----	-----	-----	-----	------	------	--------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	-------

No.	文 書 名	立 契 年 月	立 契 者	あ て 名	地 名	備 考					
	賣 賣 房 字 契	賣 賣 房 房 契 字 字	賣 賣 房 房 契 字 字	賣 賣 房 房 契 字 字	賣 賣 房 房 契 字 字	賣 賣 房 房 契 字 字	典 補稅房 契				
同咸 1 · 3 · 27	咸 11 · 4 · 7 23 24	咸 10 · 6 · 3 11 3 9 4	咸 8 · 8 1 12 2 3 5 4 25 28 2 10	咸 8 5 · · 12 2 3 5 4 · · · · 12 12 8 5 15 20 12	咸 5 · 3 3 2 · · · · 2 1 12 12 8 5 · · · · · 20 12	咸 2 · 3 3 2 · · · · 2 1 12 12 8 5 · · · · · 20 12	道 1 · · 5 · 8 5 12 12 8 5 · · · · · 20 12				
張張 岐楊 山秀	炳 慧 文臣	崇 光 祿華	李 光 華	李 光 華	許 翟 四興	桂 永 奎安鑑福	英羅金楊 瑞慶 金鑑 林庭	譚 永 林	買成寬 永祥	韓 氏	西城宣南函 五老胡同 東五老胡同 東城燈市口 東四牌樓 勝勝門內 東五老胡同 東城鐵獅子 胡同 東城鐵獅子 胡同
宋張 安定 方獅碑 子胡同 鐵廠 東口 內西 門南	吳劉 門外 牌樓 西鑄鐘 胡同	張崇 四門 西門 胡同	張崇 四門 西門 胡同	崇炳 崇炳 英 英 康 康	賈楊 楊 英 英 劉桂 桂 馮縣	劉桂馮縣 氏	韓 氏	西城宣南函 五老胡同 東五老胡同 東城燈市口 東四牌樓 勝勝門內 東五老胡同 東城鐵獅子 胡同 東城鐵獅子 胡同			
管業人徐寶常	(153)草稿？	鐵方獅碑 子胡同	鐵方獅碑 子胡同	大同縣契稿 (154) (155)	書 寫 入 管業人李興茂	宛平縣契稿 永遠管業					

179 賣 永遠大 契	178 底 賣 羊肉燒 并 鋪	177 賣房契文約	176 老 典 契	175 賣 房	174 賣 契	173 賣 字	172 賣 字	171 賣 房	170 賣 房	169 賣 房	168 賣 契	167 賣 字	166 賣 字	165 賣 房	164 賣 房	163 賣 契	162 賣 房
光 5 11	同 11	同 10	同 10	同 10	同 9	同 7	同 7	同 7	同 7	同 5	同 4	同 4	同 3	同 2			
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			
8 12	2		10 7	3 8		10 10	7 4	4 4	4 4	11	10	9	4		12		
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			
17 9	8		17 23	19 16		12 1	27 13	13 12	12	4	20	17					
平 良 史 硯 馬 逢 農	木 永 貴 • 壽 山	徐 明 海	季 蘿 農	劉 松 年	楊 兆 恩	瑞 錫 亨	馬 巨 礪 川	英 礪 亭	恩 桐 堂	恩 桐 軒	張 壽 薦 福	文 桂 海	任 桂 榮	宋 書 堂			
逢 芝																	
馬 謝 敬 祖 坡 元		季 寶 山		徐 謝 季 明 劉 海			謝 劉 劉 修 盧 盧 馬				張 壽 薦 福		季 恩				
崇 文 門 外	順 治 門 外	鐵 方 地 獅 碑 子 廠 門 同 頭 外	溝 安 門 頭 路 內	東 四 牌 樓	鐵 獅 子 衛 術	宣 南 胡 同	東 五 州 老 胡 同	崇 文 門 胡 同	駕 市 胡 同	崇 文 門 胡 同	東 四 牌 樓	崇 文 門 胡 同	州 崇 文 門 胡 同	州 崇 文 門 內 薦 福	內 西 口 門	鐵 方 磚 廠 東 頭	

累落紙十張

契尾付

(164)の物件

220 219 218 217 216 215 214 213 212 211 210 209 208 207 206 205 204 203 202 201

出分典房字據	認典房字據	認典房字據	賣房地照字據	認典房合照字據	出典房字據	賣房地	賣房地	認承典房字據	認承典房字據	認承押房字據	認承典房字據	出分典房字據	出房房字據	租舖房合符字據	認承典房字據	認承押房字據	認承典房字據	出房房字據	賣房契
--------	-------	-------	--------	---------	-------	-----	-----	--------	--------	--------	--------	--------	-------	---------	--------	--------	--------	-------	-----

民	民	民	民	民	民	民	民	民	民	民	民	民	民	民	民	民	民	民	民
16	16	16	15	13	13	13	13	13	13	12	12	12	12	9	9	7	7	7	7
丙	丙	丙	寅	8	10	10	8	8	8	1	1	9	9	8	8	8	8	8	8
9	9	11	11	24	24	11	25	20	20	22	22	26	26						

馬	梁	馬	馬	馮	亞	馬	馬	馬	馬	馬	魏	魏	安	馬	馬	馬	馬	馬	馬	
潤	榮	劉	潤	潤	國						醒	民		長	潤					潤
順	齋	軒	齊	齋	祥	魁	清	清	清	齊	清	清	實	實	用	齊	用	民	齊	

穆	馬	瓶	馬	萬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬	馬
蘭	馬	潤	劉	玉	馬	馬	馬	馬	潤	主	主	潤	潤	潤	潤	潤	潤	潤	潤
舟	齊	藻			德				清	清	齊	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	齊

宣	武	外	右	外	右	四	區	四	宣	武	門	外	宣	南	宣	南	宣	外	外
門	外	右	四	區	四	區	區	區	區	區	區	四	西	宣	南	宣	南	西	外
外	右	四	區	四	區	四	區	四	外	外	門	外	武	門	南	外	外	右	四

借	錢	書きかけ	（217）と合同	出典、合同	亞が馬姓の房屋を押取する	指房借錢	廢	（120）と合同	（206）	（204）と合同	（202）と合同
出租	中	の房屋の承典、	同								

No.											
文書名		文書名		文書名		文書名		文書名		文書名	
立契年月	立契者	地名	備考	立契年月	立契者	地名	備考	立契年月	立契者	地名	備考
光 19 · 7 · 8	光 17 · 2 · 7	光 16 · 12 · 27 28	光 14 · 11 · 25 24	光 13 · 10 · 15 9	光 13 · 2 · 15 9	同 7 · 4 · 3 6	咸 6 · 3 2 · 3 6	咸 1 · 5 · 12	道 30 · 2 · 2 1	嘉 1 · 8 · 26 16	乾 9 · 9 · 16
信 義 堂	杜 三 建 勳	侯 景 元	馬 萬 年	劉 文 成	顧 崇	馬 趙 萬 · 年 慶	劉 湛 軒	王 尊	鄭 書 · 新宅 爲改	黃 慶 · 仁 啟	劉 德 泰
潘 通	劉 耕 讀 成 堂	侯 景 景	俊	衡	東	馬 英	山	李 晋 九 堂	自 宅	曹 爲 改	趙 玉 崑
			馬 茂								
信 李 堂	馬 義 蓮	曹 玉 俊	劉 永 慶	牟 錫 緩	義 興 木 廠	趙 天 立 全	天 成 順 號	林 張 祥 昌	姚 貳 維 成	林 和 喬 思	張 和 永
東 四 牌 樓	朝 陽 門 外	順 治 門 外	順 治 門 外	順 治 門 外	廣 安 胡同	席 兒 店 村	三 家 店 村	公 用 庫 衛 衙	正 陽 門 內	阜 城 門 外	齊 北 門 外
皮 舖 開 設	廢 飯 鋪 開 設	財 神 爺 股 分	義 興 木 廠 から の 脱 退	煙 酒 舗 の 出 賣	合 夥 よ り 脱 退 (224) 参 照	羊 肉 舗 の 出 租	典 舖 開 設	豆 腐 房 の 出 租	豆 腐 房 の 出 租	煤 舗 の 合 夥 形 成	(384)と 關 係 ある か

255	254	253	252	251	250	249	248	247	246	245	244	243	242	241	240	239	238
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

文賣	出	認	字	具	轉	合	合	倒	字	出	賣	倒	租	文	轉	出
甫	房	押	據	租	租	同	同	字	樣	租	賣	賣	契	契	租	租
契	租	字							文	約	鋪	底				

道乾？？	民民	宣宣	光光	光光	光光	光光	光光	光光	光光	光光	光光	光光	光光	光光	光光	光光
2 38	3 2	2 1	34	33 32	28	25	24	23	22	12	21	•	•	•	•	•
• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •
4 5	9 11	9 6	5 7	6	3	2	2	冬	3	2	2	•	3	•	2	•
• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •
5 15	25 1	26 13	26 18	15	24	17	18	10	22	22	29					

潘喬馬馬	侯天	馬沈	本萬	魁陳吉	王	馬孫郭	馬	段	劉		
永潤	文泰	潤學	德堂	令	子	銘瀚	信	居	咸	馬	
泰志口齋	明軒	齊海	樂善堂	逢山	王	衡	騰	彪	廣	亭	
				朝海	陳海	孫郭	彰				
				文林	王林	銘灝	傀				

劉宋	張潤	馬王	蒼紹	錫慶	王傅	郭維	張逢	季培	潘景	藍華	苗錫
恒作	潤		先	堂	堂	春	彬如	祐	庭藩	宣武門外	
樂智	氏	齋敬				寬	祐			東單牌樓	東四牌樓

坡龍海甸西上坡	宣武門外	米市胡同	護國寺西口	爛面武胡門同外	孝順胡同外	東四牌樓	爛面武胡同外	東單牌樓	新街口	宣武門外	東四牌樓	宣武門外
---------	------	------	-------	---------	-------	------	--------	------	-----	------	------	------

苦水鉤担	水鉤担	羊肉舖の承租	出店舗を押取する	退屋契？	張姓羊肉舗	鋪底出賣	合夥開設	財神股	飯舗開設	舖底出賣	六分出賣	切麵舗
------	-----	--------	----------	------	-------	------	------	-----	------	------	------	-----

298 297 296 295 294 293 292 291 290 289 288 287 286 285 284 283 282 281 280 279 278 277 276

轉租租租合轉租租租租轉租轉租轉租轉租轉租
租租租約租租租約租租租約租租約租契
約約約約約約約約約約約約約約約約約約約約

光光光光	光光光光光光光光光光	同	同同同同同同同同同同
11 11 11 8	8 7 5 4 4 4 4 2 2 1 13	13 13 13 13 13 13 12 12 11	
冬 9 4 10	2 9 10 冬 11 11 10 冬 2 5 10	10 9 8 4 4 10 8 11	
16 20 28 18	25 28 27 21 30 17 18 10 29 10 30	13 11 27 1 1 24 15 18	

劉車原張	杜孫王閔紀孫王鄧楊李叢	溫采張張閔趙李李		
慶	吉貞元能	相元書長王正迎	桂繼忠文方	延玉
尚麟吉維				
珍餘安文	方道武泉墀昇盛令亭李春	仁先□財丈錢學東		
法堂王	立			

劉康王寧	玖宋任紀高劉鞠傅李張	王采張慎王溫張張
崇心煥學	瑞和克仙士連席壽永	廷通喜有貴世公
榮安然禹	蘇明泰墀選魁珍珍信奎	聚成忠德民仁壽平

沙小糖樹	西江報報石虎南堂大井小花花	四眼前東地雙京都白虎廟
拉紅房林	米巷子子胡關化佛山西門？	單牌胡同藏乍棚庵
胡羅胡街	街街同口市寺園園	樓井同

水水鉤担	甜水鉤担	子水鉤担屋子井	苦水鉤丹
水鉤担	甜□水鉤担	水鉤担屋子井	甘水鉤担
水鉤担	作合買甜水車子の輪流接	苦水鉤担等	甜水鉤担
水鉤担	苦水鉤担等	苦水鉤担等	苦水鉤担
水鉤担	甜水車子	甜水鉤担	甜水車子
水鉤担	苦水鉤担等	苦水鉤担等	苦水鉤担
水鉤担		屋子井	
水鉤担		車	

No.	文書名	立契年月	立契者	あて名	地名	備考
	借地 字 字 字 錢 字	借字 字 字 字 帖 字	指地 借 字 字 錢 文 約	借字 字 字 字 契 字	借字 字 字 字 契 字	改 字
	同 9 同 9 咸 6 咸 10 道 3 道 29 道 29 道 28 道 27 道 16 道 15 道 15 道 10 道 9 道 8 道 7 道 7 道 4 道 3 道 25 嘉 24	立契年月	訥祥 魏毓明 明慶 覺徐 羅新 欽天 海 泰瑞恩衡 □□祿綿徐 福吉	立契者	阿木拉凌貴 弗	あて名
	孫通皇泰汗泰泰泰泰 通號秀號號號號號 孫通皇泰汗泰泰泰泰 通號秀號號號號號	地名	泰玉通孫通通通復天通謝通泰玉通 皇泰汗泰泰泰泰泰 通號秀號號號號號	北 大 川	返濟條件改訂 全賣人	備考
	□家抗	地名	南海甸 南海甸 豐寧縣	北 大 川	返濟條件改訂 全賣人	備考
光 26、 續借	同 15、 找價	備考	その父も借錢 指水鉤擔借錢 指水鉤擔借錢 道 24、 找價	紅契 道 19、 又借	找錢	

384 383 382 381 380 379 378 377 376 375 374 373 372 371 370 369 368 367 366 365 364 363

(頭) 借借借借 清 借借借借保借借字借 借借字
 銀帖錢白 錢銀 文約字帖 帖帖帖帖結字帖字 帖字
 歓字人字 帖

光 21	光 20	光 20	光 18	光 17	光 16	光 16	光 16	光 11	光 11	光 9	光 8	光 7	光 6	光 5	光 2	同 13	同 10	同 10	同 9
• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •
3 12	2 9	9 12	3	11	7	2	□	9	9	2	11	2	5	5	5	10	7	7	10
17	1	22	20	15	6	12	25	29	1	24	16	7	24	5	26	8	9	9	13

劉恩仁	岳鴻厚	劉恩瑞	歐萬麟	劉仁恆	王慶貴	董良	張吉	曲瀚	鐘英	吳福	萬福	德升	王之妻孔氏	卞靈山	全禧壽山	壽文泉		
趾	賓	趾	順	趾	王	沼	朋	緒	元	毓	賢	興	海					
					王	慶質												

文

沈通泰	福沈義	三通泰	沈錫房	天永利	天興泰	天利泰	天法軒	天軒	張	周祥	周維	通泰	王洪	傅氏	通泰	劉氏	通泰寶號	
泰全	義	義	翁	利	泰	利	軒	軒	張	祥	維	泰	洪					
公號	德翁	德翁	房	德居	居	軒	法	法	周	通	通	王						

鳩東四牌樓	石虎胡同	駢市胡同	南灣子	大佛寺	觀音寺	三眼井	毛井	鑄鐘	第華門	方家胡同	順治門外							
鷺	虎	胡	子	佛	音	眼	家											

光30清、廢	借金のかたに水道路を出す	指水鉤擔借錢	承做	指瓦房借錢	指水拘担借錢	指水拘担借錢	指水拘担借錢	指水拘担借錢	指水拘担借錢	指契暫借	指水拘擔借錢	水拘担	私行指名下	？羊肉鋪鋪底で借錢、典				

因無力

464	463	462	461	460	459	458	457	456	455	454	453	452	451	450	
功	功	功	功	信	信	信	傳	傳	傳	護	護	護	護	護	
牌	牌	牌	牌	牌	牌	牌	牌	牌	牌	牌	照	照	照	照	
光	光	光	光	宣	光	光	光	光	光	光	民	民	民	民	
23	20	20	20	2	25	25	14	14	14	14	13	13	13	13	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	5	5	5	5	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
29											14	15	15	15	
步軍統領衙門	"	"	"	甘肅軍務董	"	"	宸苑督理南苑事務	"	"	山西按察使司	山西巡撫部院	"	"	"	陸軍部
趙集棠	商國士	劉丁保	丁安傑	劉兒	"	"	"	"	"	維試用知縣鄧	"	"	"	"	京師警察廳

東洋学文献センター叢刊 第48輯

東洋文化 中国土地文書目録・解説(下)
研究所所蔵

濱下 武志・久保 亨・上田 信 他編

昭和61年12月10日 発行

発行者 東京大学東洋文化研究所附属
東洋学文献センター刊行委員会

代表者 松丸道雄

東京都文京区本郷 7-3-1

印刷所 有限会社 興生社
東京都杉並区南荻窪2-23-9